

猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定について Q&A

(令和7年3月)

大阪市都市整備局

Q1 「著しく乖離」とは、どれぐらいを指すのでしょうか。

A1 工事当初に見込んでいた作業不能日数と環境省が観測し公表するWBGT値が31以上となった時間単位を日数に換算した数値が乖離している場合に、工事期間の延長をしなければ、予め定められた作業時間を超えて工事を実施する必要があることを指します。

Q2 WBGT 値が31以上を示した際に作業を行ってはいけないのですか。

A2 原則作業を行わないこととしていますが、作業場の環境を快適に整えたうえで作業を継続して行うことは可能です。

Q3 受注者が現場に WBGT 測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに関係なく工期変更の資料となりますか。

A3 当該工事の指定する観測地点において、環境省が観測し公表するWBGT値のみが契約変更協議における資料となりますので、受注者が設置されたものでは資料となりません。

Q4 作業を行うかどうかの判断は当日でないとできないのでしょうか。

A4 環境省の熱中症予防情報サイトには、全国約 840 地点について「今日」・「明日」・「明後日」の3時間ごとの暑さ指数(WBGT)の予測値が提供されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。